

雲仙市空き家等情報登録制度要綱

平成19年8月22日

告示第98号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市における空き家等の有効活用と定住促進による地域の活性化を図るため、空き家等情報登録制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 現在、誰も住んでいない又は利用されていない建物で、住宅、店舗、倉庫等の建物及び田畑等の農地ではない土地で、すぐに住宅が建築できる状態にある土地又は若干の整地をすれば住宅が建築できる状態にある土地をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家等登録者 所有者等で、第4条第3項の通知を受けた者をいう。
- (4) 空き家等利用希望登録者 空き家等情報登録制度による空き家等の利用を希望する者で、第7条第3項の通知を受けた者をいう。
- (5) 空き家等情報登録制度 雲仙市内に存在する空き家等(空き家等となる予定のものを含む。)に関する登録及び空き家等利用希望者に関する登録を通して、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者に対し、情報提供を行うことをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家等情報登録制度以外による空き家等の取引を規制するものではない。

(空き家等の登録申込等)

第4条 空き家等情報登録制度による空き家等を提供したい、又は、提供してもよいと考える所有者等(以下「申込者」という。)は、雲仙市空き家等情報登録申込書(様式第1号)に当該空き家等の固定資産税課税台帳登録証明書及び雲仙市空き家等情報登録希望者誓約書(様式第2号)を添えて、市長に提出し、空き家等に関する登録を行う事ができる。

ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等に関する登録は受け付けないものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、雲仙市空き家等情報台帳に登録しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該申込者に雲仙市空き家等情報登録制度決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家等情報登録制度によることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧める

ことができるものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 空き家等登録者は、当該登録事項に変更があったときは、雲仙市空き家等情報登録制度登録事項変更等届出書(様式第4号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家等情報台帳の登録抹消)

第6条 市長は、当該空き家等に係る所有権その他の権利に異動があったとき又は雲仙市空き家等情報登録制度登録事項変更等届出書(様式4号)により空き家等情報登録の抹消の届出があったときは、当該空き家等情報登録を抹消するとともに、その旨を雲仙市空き家等情報登録制度登録抹消決定通知書(様式第5号)により当該空き家等登録者に通知するものとする。

(空き家等利用希望者の登録の申込み等)

第7条 空き家等情報登録制度による空き家等利用希望に関する登録を受けようとする者(以下「空き家等利用希望申込者」という。)は、雲仙市空き家等利用希望者情報登録申込書(様式第6号)に雲仙市空き家等利用希望者誓約書(様式第7号)を添えて、市に提出しなければならない。

ただし、あっせん及び仲介等を目的とした空き家等利用希望者に関する登録は受け付けないものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申込みが次の各号のいずれかに該当する場合は、空き家等利用希望者情報台帳に登録しなければならない。

- (1) 空き家等に定住又は空き家等を利用し、地域の活性化に寄与しようとする者
- (2) その他市長が適当と認めた者

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を雲仙市空き家等情報登録制度決定通知書(様式第3号)により当該空き家等利用希望申込者に通知するものとする。

(空き家等利用希望登録者に係る登録事項の変更の届出)

第8条 空き家等利用希望登録者は、当該登録事項に変更があったときは、雲仙市空き家等情報登録制度登録事項変更等届出書(様式第4号)により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(空き家等利用希望者情報登録台帳の登録抹消)

第9条 市長は、空き家等利用希望登録者が次のいずれかに該当したときは、当該登録を抹消するとともに、その旨を雲仙市空き家等情報登録制度登録抹消決定通知書(様式第5号)により空き家等利用希望登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等の利用の目的が第7条第2項の規定に該当しないこととなったとき。
- (2) 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- (3) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (4) 雲仙市空き家等情報登録制度登録事項変更等届出書(様式第4号)により空き家等利用希望登録者の登録抹消の届出があったとき。
- (5) その他市長が適当でないとして認められたとき。

(情報提供等)

第 10 条 市長は必要に応じて、空き家等の登録情報を雲仙市ホームページ等に掲載し周知するとともに、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者に対して、登録台帳に登録された有用な情報を提供するものとする。

2 市長は、空き家等登録者及び空き家等利用希望登録者が行う、空き家等に関する交渉ならびに賃貸借契約及び売買契約については関与しない。

3 契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第 11 条 第 4 条第 2 項及び第 7 条第 2 項の規定による、登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、雲仙市個人情報保護条例 (平成 17 年雲仙市条例第 10 号) に定めるところによる。

(その他)

第 12 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。